

“意見”

共同利用機関における授業料二重取りの撤回を！ 天文天体物理若手の会の取り組み

1992年度より、大学共同利用機関において公私立大に限って受託院生から授業料が徴収されるようになりました。その結果、公私立大の受託院生は大きく減少しています。ここでは、この措置の抱える問題と、それに対するわれわれの活動を報告します。

「大学共同利用機関」とは、大規模な研究を推進するために設置された機関で、国立天文台や宇宙科学研究所など、全国に14の施設があります。これらの機関は、国公私立大学を問わず全国の関連研究者に門戸を開き、また国公私立大学の要請に応じて大学院教育に協力し、後継者養成に貢献することをうたっています。このような主旨の下、それぞれの大学に籍をおきながら共同利用機関で教育を受け、研究を行なう大学院生が「受託院生」です（正式には「特別研究学生」と呼びます）。受託院生は各自の大学に授業料を支払っており、これまで共同利用機関には授業料を支払う必要はありませんでした。

ところが、1992年2月28日、突然文部省から全国の共同利用機関に通達が出され、同年4月より公私立大からの受託院生に授業料が課せられることになりました。この結果、公私立大の受託院生はさらに共同利用機関に対しても授業料を納めねば研究が続けられないという状況に陥ったのです。

今回の措置は、国立の機関で教育を受けているにも関わらず国に授業料を納めないのはけしからん、という発想によるものでしょう。しかしながら大学院生は一方的に教育を受けている存在ではありません。御承知のように、人手不足の研究現場において大きな貢献をしています。また、その学問分野の将来を考えても、後継者としての大学院生は必要です。単純に受益者負担という考え

方を適応すべきではありません。しかも所属大学には授業料を支払っているのです。公私立大の受託院生から二重に授業料を徴収することが共同利用機関の設立精神に合致することは思われません。

支払いを迫られる公私大生にとって、新たに274,800円（93年度）を納めることが容易なはずもなく、事態は深刻です。実際、この制度が導入された92年度、宇宙研の公私立大学からの受託院生は、前年の27人から12人に激減しました。公私立大生が、大規模な研究に参加する機会が実質的に狭められたといってよいでしょう。

共同利用機関側からみても、大学院生の減少は研究の担い手の減少ということに他なりません。現在の研究計画に支障をきたすばかりでなく、長期的に考えても決して望ましいものでないことは明らかです。

われわれ天文天体物理若手の会は、授業料徴収開始当初からこの措置に反対してきました。昨年は公私立大の学生と協力して抗議声明や署名活動を行ない、文部省にこの措置の撤回を要求しました。特に署名活動では、学生、大学教員、研究所職員を問わず、1400人を越える方からの署名を頂き、11月に文部大臣宛に提出しました。また日本学術会議へも働きかけ、この問題を議題に取り上げて頂きました。

われわれはこの問題を若手の会だけでなく、天文学会を構成する、大学や研究機関のスタッフの方々、一般の方々に広く知って頂きたいと考えています。われわれはこの措置の撤回を求めて今後も運動を続けていくつもりです。既に他の分野の若手の会や、天文分野以外の共同利用機関と連絡をとり始めました。皆さんも他人事ではなく、日本の学術研究の将来に関わる問題として一緒に考えていただけませんでしょうか。

御意見をお待ちしております。

天文天体物理若手の会／宇宙研大学院生有志

代表 小谷太郎

e-mail : kotani@astro. isas. ac. jp

編集委員 谷川清隆（編集長）、坂尾太郎、田代 信、中川貴雄、中村 士、濱部 勝、林 左絵子、半田利弘	平成5年10月20日 発行人 〒181 東京都三鷹市大沢2-21-1 国立天文台内	社団法人 日本天文学会
印刷発行 定価 700円(本体 680円)	印刷所 〒162 東京都新宿区早稲田鶴巣町565-12	啓文堂 松本印刷
発行所 〒181 東京都三鷹市大沢2-21-1 国立天文台内	電話 (0422)31-1359 (FAX自動切換)	社団法人 日本天文学会 振替口座 東京 6-13595